

啓発カード配布のお願い

日ごろは、子どもの権利相談室の活動に対して、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

小・中・高、特別支援学校児童生徒のみなさんにカードを送付させていただきます。お手数ですが、配布をお願いします。

一昨年度より、とよた子どもの権利相談室の愛称が「こことよ」になりました。この愛称には「子どもの心を豊かに」という意味が込められています。さらに選定に参加してくれた豊田市子ども会議の子ども委員により「ここにいるよ」「ここがあるよ」という意味を付加しました。

豊田市の子どもたちに、子ども条例と子どもの権利相談室のことを少しでも知ってもらうために、リーフレット・カードを効果的に活用していただきたいと思います。どのような内容のものか、子ども達と一緒に読みいただければと思います。

《配布する際に伝えてほしいこと》

- ・一人で悩まず、抱え込まずに、誰かに相談してほしいこと
- ・保護者や先生方はもちろん、とよた子どもの権利相談室「こことよ」にも相談できること
- ・秘密は守られること

擁護委員と相談室は、先生方とは、子どもにとっての「最善の利益」をともに考え、実現していく信頼しあえるパートナーでありたいと考えています。もちろん、保護者の方々、地域のみなさん、そして、当事者である子ども達とも、よい関係づくりをしていきます。

子ども達のしあわせのために、お忙しいなか恐れ入りますが、ご協力をお願いします。

子どもたちに年3回配布している
おたよりの名称も『こことよ』です。

先生方からの
相談どうぞ



キュウサイさん・キュウサイくん
とよた子どもの権利相談室
マスコットキャラクター

豊田市子どもの権利擁護委員

石井 拓児
山田 麻紗子
山谷 奈津子

発行

とよた子どもの権利相談室
〒471-0034
豊田市小坂本町1-25
豊田産業文化センター4階
☎ 0565-33-9317
✉ kodomo-kenri@city.toyota.aichi.jp



子どもの権利 擁護委員だより



教職員のみなさん、新型コロナの感染対策を講じながら、日々の教育活動に懸命に取り組んでおられるみなさんに心より敬意を表します。年度末、突如としてロシアによるウクライナへの軍事侵攻の報道が飛び込んできました。その後も、多数の民間人の犠牲者が出ていることや病院や学校と行った施設も標的となっているといった情報も入ってきています。

こうした情報に、小さな胸を痛めている子どもたちは多いのではないのでしょうか。遠い国の出来事ではありますが、子どもたちとともに、この現実をどのように理解するか、あるいはどのように受け止めていくのかが私たちにも問われているように思います。もしも子どもたちの中に、この出来事を受け止めるのが難しいとか、気持ちが深く沈み込んでしまうといった様子が見られる場合には、心の相談やケアをおすすめください。また、困ったときに相談できる場所として、子どもの権利相談室(こことよ)があることをお伝えください。

いま、世界中に差別や分断といった不穏な空気が広がっているように感じます。豊田市子ども条例は、子どもに安心して生きる権利や差別されない権利を保障しています。このような時代にこそ、すべての人々に人間としての尊厳があり生きる権利があるということ、だから、子どもたちにも一人ひとりちゃんと尊厳と権利があるということを伝えていきたいと思います。子どもの権利を学ぶことは、子どもにとっての希望の光になると思います。

代表擁護委員 石井 拓児
(名古屋大学教員)



1989(平成元)年に国連総会で「子どもの権利条約」が採択され、日本が5年後に批准して今年で28年経ちました。数年前からようやく日本も、子どもを権利の主体に据える方針を具体化し始めました。例えば2016(平成28)年に厚労省は、子ども福祉の要となる児童福祉法等を大幅に改正し、「子どもの最善の利益、権利擁護、子どもの参加」などを法律に盛り込みました。また文科省も、生徒指導の基本となる「生徒指導提要」の改訂を進め、今年3月に「同改訂に関する協力者会議」が改訂案の概要を明らかにしました。注目すべき内容は、生徒指導は目前の問題に対応する課題解決的な指導だけではなく「子どもの成長を促す指導」等の「積極的な指導」の充実、そして生徒(児童)一人一人の個を育てる指導を求めています。また指導上の留意点として、子どもの権利の理解も明記されています。今後、学校における生徒(児童)の指導の方向や内容が変わります。こうした変化に対応するために、大人も子どもも「子どもの権利」を学ぶことが大切です。豊田市子ども条例は、2007(平成19)年に、「子どもの権利条約」を基本に豊田市が独自に作りしました。

「こことよ」は「上記条例」に則り、子ども一人ひとりを尊重し、子どもたち、ご家庭、先生方から子どもに関する相談を受け、問題解決のために可能なお手伝いをする方針を取っています。困った時には是非、お電話であるいは予約して対面でご相談ください。

擁護委員 山田 麻紗子
(臨床心理士・公認心理師)



新型コロナウイルスが収束しない中、教員の皆さまにおかれましては、日々の感染防止対策等、引き続き様々なご対応をされていることと思います。

私は弁護士として日頃子ども達から、いじめ、体罰、不登校、虐待など色々な相談に乗っておりますが、相談までたどり着く子どもはごく僅かだと感じます。原因の1つは、自分の「権利」が守られていないと気づけていない子どもがとて多いことが挙げられます。豊田市子ども条例では、いじめられない権利や、暴力を受けない権利も規定されています。複数の学校に訪問し、子どもにも「権利」があるんだよというお話をすると、そこで初めて自分がされていることはおかしいんだ、権利が守られていないんだと気づく子どももいます。そういった意味でも、自分たちにどんな権利が認められているかを知るのとはとても大事だと思います。

時々、権利を知ると子どもたちがわがままになる、権利と義務はセットだとおっしゃる方がいらっしゃいますが、それは間違いです。権利は、生まれただけで認められるもので、義務を果たさなくても当然どの子どもにも権利はあります。ただ、他の人を傷つけたり、わがままを言っている「権利」ではないことをきちんと教えるのも大人の責任だと思います。「権利」をどう使っていくか、子どもたちと一緒に考えていくのもいいかもしれませんね。

相談先の1つとして、こことよについて子ども達にお伝えいただけるとありがたいです。教員の皆さまとも子どもの最善の利益を一緒に考え、連携させていただきたいと思っています。

擁護委員 山谷 奈津子
(弁護士)



子どもの権利擁護委員制度と子どもの権利相談室(こことよ)の役割

—豊田市子ども条例は制定から15周年を迎えます—



豊田市子ども条例に示された子どもの権利の4つの柱

豊田市では、子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合うことにより、豊田市の未来を担う子どもたちが幸せに暮らすことのできる地域社会を実現することを目的に、「**豊田市子ども条例**」を定めています。豊田市はこの条例を2007年に制定し、条例はいよいよ制定15周年を迎えます。

条例は、子どもの権利を次の4つの柱で整理しています。

ひとつめは、「**安心して生きる権利**」(第5条)です。ここには、「命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること」や、「愛情と理解をもってはぐくまれること」、「あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと」「いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること」などが含まれます。

ふたつめは、「**自分らしく生きる権利**」(第6条)です。この権利を保障するために、「ありのままの自分が認められること」「個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること」を約束しています。また、「自分の気持ちや考えを持ち、表明し、それに基づいて行動すること」や「自分に関係することを、年齢や発達に応じて自分で決めること」を認めています。

みつめは、「**豊かに育つ権利**」(第7条)です。条例は、子どもが豊かに育つために「様々な経験」をすることが重要だとして、「遊ぶこと」も「学ぶこと」も権利として承認しています。その他、「友達をつくること」や「自然に親しむこと」を保障し、さらには、「夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること」も権利として認めています。

よっつめは、「**参加する権利**」(第8条)です。子どもは家庭でも学校でも、どこでも主体的に参加することができることを認め、「自分の気持ちや考えを表明すること」と「表明した自分の気持ちや考えが尊重されること」を保障しています。

子どもたちが毎日、「豊田市子ども条例(子どもの権利)」を目にすることができるように、玄関や廊下や教室の中に掲示するなどして条例の普及にご協力ください。

子どもの権利の周知と子どもの権利擁護制度

条例は、将来社会の担い手となる子どもたちに、自分らしさを大事にしなが、主体性をもって社会と関わることのできる力量をひとりひとりに育むことを保障しようとしています。条例が上記の第5条から第8条で保障している様々な子どもの権利は、合計で31もの項目に及んでいますが、どれも子どもにとって大切なものばかりです。

しかしながら、子どもの権利をいくら法律で定めたとしても、その法律が守られ、子どもたちに保障されていなくては、意味がありません。あるいは、子どもや大人が、条例に定められている子どもの権利を知らなかったのでは、子どもの権利が守られる保障がありません。

そこで条例は、次のように、子どもの権利を周知するとともに(条例第12条)、子どもの権利の侵害に対する救済と回復を図るために、子どもの権利擁護機関を設置することを定めています(条例第21条)。

豊田市では、条例の規定にもとづいて、子どもの権利擁護委員を3名配置しています。子どもの権利擁護委員は、次の仕事を行います。

①子どもの権利の侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済と権利の回復のために必要な情報を収集し、助言や支援などを行うこと。

②権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。

③子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。

④調査や調整の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害したものに対して、是正措置を講ずるよう勧告したり、制度などの改善を要請したりすること。

⑤勧告や要請を受けたものに対して、是正措置や制度などの改善の状況などの報告を求めること。また、その内容を申立人などに伝えること。

子どもには「相談する権利」がありません—子どもの権利相談室(こことよ)の役割—

あたりまえのことですが、一人ひとりの子どもには、かけがいのない命と尊厳があります。しかし、もしも暴力や危険にさらされるなどして毎日を心配や不安、恐怖のなかに過ごしているような場合には、その子どもの尊厳は守られてはいないこととなります。

子どもには、安心して毎日を過ごせるよう、困ったことや心配なことがあれば、いつでもだれにでも相談ができる権利があります(豊田市子ども条例第5条の(7))。多くの子どもたちは、友達やきょうだい、先生、おうちの方など身近に信頼できる仲間や大人がいて、苦しいときや辛いときには相談したりされたりすることによって、困難を乗り越えていきます。

悩みを抱えている子どもにぜひ「こことよ」をご案内ください

家庭や地域でさまざまな事情をかかえながら子どもたちは懸命に生きています。もしも学校や教室のなかに、学校でのお友達や先生にもなかなか相談しづらいような困りごとを抱えている子どもがいるような場合には、ぜひ、子どもの権利相談室(こことよ)をご案内いただければと思います。

しかしながら、子どもには、誰にも言えない悩みごとや心配ごとがある場合があります。成長期の子どもにとって、自分の心や体のことはなかなか誰にも相談しにくいことだと思いますし、お友達との関係がうまくいかなくなってしまったときには、強い孤独を感じることもあるでしょう。そうした場合にも、子どもの相談する権利を保障するために、豊田市には「子どもの権利相談室」があります。「相談室」の愛称は、子どもたちの意見募集で「こことよ」と名付けてもらいました。この相談室では、水曜日から日曜日の13時から18時まで(金曜日のみ13時から20時まで)、電話でも対面でも無料で相談を受けることができます(メールでの受付も可能です)。「こことよ」は、子どもの困りごとや心配ごとに耳を傾け、一緒に考えながら解決を目指していきます。子どもの意見や気持ちを大切にしながら、子どもにとっていちばん良いこと(子どもの最善の利益)を考えます。相談の秘密は絶対に守りますし、匿名での相談ももちろん可能です。

「こことよ」は学校の教職員のみなさんからの相談にも応じています

「子どもの尊厳が傷つけられているかも？」

「これって子どもの権利侵害じゃないの？」

学校の先生は、子どもからの相談にいちばん接する機会が多いことと思います。判断に迷うような場合や、おひとりに対応することが難しいような場合も少なくないのではないのでしょうか。そのような場合には、子どもの権利擁護機関をぜひご活用ください。



ご意見、ご質問、ご相談をとよた子どもの権利相談室に是非お寄せください。